

資料3－2

北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱

(設置目的)

第1条 青少年を取り巻く社会環境は、少子高齢化、情報化の進展などにより大きく変化しており、青少年に有害な情報の氾濫や青少年犯罪の低年齢化、凶悪化などが大きな問題となっている。このため、青少年の健全な育成のための社会環境の整備や、青少年の福祉を阻害する行為の規制などに適切に対応し、以て、次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的として、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会を設置する。

(社会環境整備部会の所掌事項)

第2条 社会環境整備部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 青少年の健全な育成のための社会環境の整備に関する事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の福祉を阻害する行為に関する事項を調査審議すること。
- (3) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

(社会環境整備部会の構成等)

第3条 社会環境整備部会は、部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員(条例第51条第4項に規定する委員)は6名とし、北海道青少年健全育成審議会会長が指名する。
- 3 部会委員の任期は、2年とする。ただし、部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会会長の指名により特別委員を置くことができる。

(職務)

第4条 部会長は、社会環境整備部会の所掌事務を統轄する。

(会議)

第5条 社会環境整備部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 社会環境整備部会における議決は、これをもって審議会の議決とする。この場合、その結果を事後の審議会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。